

特別養護老人ホームサービス利用料金表

サービス利用料金(1日あたり)

令和3年8月～

要介護度とサービス利用料金		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
① サービス費	従来型個室	656	724	795	863	930
	多床室	656	724	795	863	930
※個別機能訓練加算12単位、日常生活継続支援加算36単位、看護体制加算13単位、夜勤職員配置加算22単位、合計83単位を①サービス費に加算しております。 ※介護職員等特定処遇改善加算として、施設サービス費×利用日数×2.7%頂きます。 ※介護職員処遇改善加算として、施設サービス費×利用日数×8.3%頂きます。						
② 食費	利用者負担第1段階	300	300	300	300	300
	利用者負担第2段階	390	390	390	390	390
	利用者負担第3段階①	650	650	650	650	650
	利用者負担第3段階②	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
	利用者負担第4段階	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
③ 居住費	利用者負担第1段階	従来型個室 320	320	320	320	320
		多床室	0	0	0	0
	利用者負担第2段階	従来型個室 420	420	420	420	420
		多床室	370	370	370	370
	利用者負担第3段階①	従来型個室 820	820	820	820	820
		多床室	370	370	370	370
	利用者負担第3段階②	従来型個室 820	820	820	820	820
		多床室	370	370	370	370
利用者負担第4段階	従来型個室 1,171	1,171	1,171	1,171	1,171	
	多床室	855	855	855	855	855
負担合計 (1日)	利用者負担第1段階	従来型個室 1,276	1,344	1,415	1,483	1,550
		多床室	956	1,024	1,095	1,163
	利用者負担第2段階	従来型個室 1,466	1,534	1,605	1,673	1,740
		多床室	1,416	1,484	1,555	1,623
	利用者負担第3段階①	従来型個室 2,126	2,194	2,265	2,333	2,400
		多床室	1,676	1,744	1,815	1,883
	利用者負担第3段階②	従来型個室 2,836	2,904	2,975	3,043	3,110
		多床室	2,386	2,454	2,525	2,593
利用者負担第4段階	従来型個室 3,272	3,340	3,411	3,479	3,546	
	多床室	2,956	3,024	3,095	3,163	3,230
負担合計 (30日)	利用者負担第1段階	従来型個室 38,280	40,320	42,450	44,490	46,500
		多床室	28,680	30,720	32,850	34,890
		24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
	利用者負担第2段階	従来型個室 43,980	46,020	48,150	50,190	52,200
		多床室	42,480	44,520	46,650	48,690
		37,800	37,800	37,800	37,800	37,800
	利用者負担第3段階①	従来型個室 63,780	65,820	67,950	69,990	72,000
		多床室	50,280	52,320	54,450	56,490
					55,200	55,200
	利用者負担第3段階②	従来型個室 85,080	87,120	89,250	91,290	93,300
		多床室	88,680	90,720	92,850	94,890
					76,500	76,500
利用者負担第4段階	従来型個室 98,160	100,200	102,330	104,370	106,380	
	多床室	88,680	90,720	92,850	94,890	

利用者負担段階

区分	対象者
利用者負担第1段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護等を受給されている方
利用者負担第2段階	世帯の全員(世帯を分離している配偶者を含む。)が市区町村民税を課税されていない方で合計所得額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方
利用者負担第3段階①	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
利用者負担第3段階②	本人および世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方
利用者負担第4段階	市町村民税課税世帯の方
利用者負担第4段階	現役並み所得者

※ 次のいずれかに該当する場合は特定入所者介護サービス費は支給されません。

- 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税非課税の場合
- 住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も非課税)でも、預貯金等が下記に該当する場合
 - ・ 第1段階 : 預貯金等が単身 1,000万円 夫婦 2,000万円を超える場合
 - ・ 第2段階 : 預貯金等が単身 650万円 夫婦 1,650万円を超える場合
 - ・ 第3段階 : 預貯金等が単身 550万円 夫婦 1,550万円を超える場合
 - ・ 第4段階 : 預貯金額が単身 500万円 夫婦 1,500万円を超える場合